

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

浜松市上下水道部より大切なお知らせ

令和元年 10 月 1 日より  
指定給水装置工事事業者は  
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目的に、「指定の更新制度」が、令和元年 10 月 1 日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から **5年間**となります。

※現在指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

浜松市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間	更新の受付時期
平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 29 日までの 1 年間	令和 2 年 7 月を予定
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日	令和 3 年 9 月 29 日までの 2 年間	令和 3 年 7 月を予定
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	令和 4 年 9 月 29 日までの 3 年間	令和 4 年 7 月を予定
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	令和 5 年 9 月 29 日までの 4 年間	令和 5 年 7 月を予定
平成 25 年 4 月 1 日～令和 元 年 9 月 30 日	令和 6 年 9 月 29 日までの 5 年間	令和 6 年 7 月を予定

## ●更新申請に必要な書類

- ① 指定申請書（様式第 1）及び誓約書（様式第 2）
- ② 機械器具調書
- ③ 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ④ 選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

※指定更新の要件は水道法第 25 条の 3（指定の基準）を準用し、①給水装置主任技術者の選任、②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数、③水道法第 25 条の 3 で規定された欠格要件に該当しない者の確認を行います。

## ●指定更新時に下記 4 項目の書類が必要です

- ① 市が実施している工事講習会の受講実績
- ② 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修会受講実績
- ④ 配管技能者の状況

※事業の運営に関する基準（法第 25 条の 8 及び法施行規則第 36 条）に基づき、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認します。

## ●更新に係る事務手続き手数料

10,000円

◇更新申請についてのお問い合わせは  
浜松市上下水道部 お客様サービス課 給排水設備グループ  
TEL：053-474-7913